

令和5年9月

法人・個人事業主のお客さま 各位

上越信用金庫

登録番号 T8110005008177

当金庫のインボイス制度への対応について

平素より上越信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和5年10月1日より消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が開始されますが、当金庫でのインボイス発行は下記のとおりとなりますので、ご案内いたします。

記

1. インボイス対応(適格請求書)とする主な帳票

振込依頼書	窓口でお振込の際に発行する振込手数料の領収書
手数料領収書(諸勘定入金票)	窓口で各種手数料(代金取立、手形・小切手発行、融資関係等)をいただいた際に発行する領収書
両替依頼票	両替手数料をいただいた際に発行する領収書
インボイス管理票(新帳票) ※申込みは不要ですが、4半期以外での発行をご希望の場合は窓口へお申し出ください。	<ul style="list-style-type: none">・インターネットバンキングでのお振込や預金口座振替、HB・FB(ホーム・ファームバンキング)、でんさい、貸金庫、夜間金庫、残高証明書定例発行等で発生する手数料・利用料を口座引き落としとしていただいている場合に、一定期間取引分をまとめて記載する帳票・当金庫の口座でのお取引が対象となります・DMは3・6・9・12月の4半期ごとに郵送いたします。(恐れ入りますが、DMは発行対象期間の翌々月での発行となります。〈例〉10~12月の発行対象期間ものは2月初旬の発行となります)・店頭での発行は随時受け付け可能ですので、上記4半期以外での帳票をご希望の場合は窓口へお申し出ください

2. ATMおよび自動両替機でのお取引について

ATMおよび自動両替機でのお取引につきましては、発生する手数料(税込)が3万円未満となり、インボイスの交付義務が免除されておりますので、インボイスの発行は省略させていただきます。お客さまでATMおよび自動両替機による仕入れである旨を帳簿に記載いただくことで、仕入税額控除の対象となります。

3. その他「請求書」「領収書」を発行している場合

現在、上記以外の「請求書」「領収書」を発行している場合は、当該「請求書」「領収書」をインボイス制度の要件に対応するよう変更いたします。

当金庫のインボイス対応についてご不明な点がございましたら、お取引店へお問い合わせください。

以上